

平成20年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月17日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月17日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河原幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
委員長及び委員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第2号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第3号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第4号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第5号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第6号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第7号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第8号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第9号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第10号 平成19年度蟹江町水道事業決算認定について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

伊藤正昇君より、葬儀のため、11時ごろから中座したい旨、申し出がありましたので、これを許可をいたしました。

なお、同様に、副町長水野一郎君からも申し出がありましたので、これも許可をいたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、決算審査に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。

質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔、明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 認定第2号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは248ページから274ページです。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。おはようございます。

国民健康保険税の中身についてお聞きをいたします。

国保会計繰入金は、15年には1億5,000万円あり、ことしの20年の決算ではとうとう5,000万円に減らされてしまいました。

その一方で、現在、国保の加入世帯が約6,880人おみえになります。そのうち滞納世帯は18年で1,087名とお聞きしております。そして、その滞納世帯の中でも、大変短期保険証や未納、交付されていない、保険証が手元にない方、おみえになります。蟹江町は1カ月、3カ月、6カ月、1年という短期保険証が与えられております。本当にこの方たちは大変だなというふうに思います。

昨日からも国保問題が議題になっておりますけれども、中には、こんなに滞納金があれば、もっと取り立てをどうすべきか、収納率をどうすべきか、そういう話が多かったと思いますが、皆さん、どうでしょうか。ないところへ取り立てるといことは本当に困難だし、取り立てに来られた人はどんなにかつらいことだというふうに思います。こういう問題を抱えて

いるからこそ、一部負担金の減免制度や税制についての減免制度をつくったじゃありませんか。そのつくったことによって、払えない方が役場の窓口に来たときに、どのような指導をしていらっしゃるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

そして、先ほども言いました短期保険証の方は平成14年で427人、わずか4年間のうちに、現在では503名の方が短期保険証を交付されているというのが蟹江の実態であります。

国民健康保険税一般会計繰入金が1億5,000万円あったのが、19年度の決算では8,000万円に下がった。国民健康保険税というのは、本当に商店主だとか、会社をやめた方だとか、弱い方が多くこの制度を利用しているということをご存じのことと思います。ですから、このいわゆる低所得者の負担能力の補てん分に対する支援措置として、60歳以上の高齢被保険者を一定割合抱える保険者に対する支援措置として国は2分の1を負担していますし、県では4分の1相当を負担し、残りを市町村が財政援助を行う仕組みであり、市町村分負担については、地方財政の措置が講じられており、一般会計から繰り出しが認められています。このようになっているのが国保の会計ではないでしょうか。

ですから、5億円もの滞納金がある、それ、取り立てではなくて、この方たちがなぜ払えないのか、どうすれば払うことができるのか、そのために先ほども言いましたように、国民健康保険一部負担金の減免制度、そして、国保減免制度をつくりました。私もたびたび国保税が払えない、滞納金が払えないということで、どうしたらいいだろうという相談を受け、役場のほうにも本人を連れて相談に来ております。なぜ、こんなに一般会計繰入金、わずか5年の間に1億円も減らした、その理由は何でしょうか。

国は、毎年、2,200億円もの社会保障費を削っています。今こそ、国庫補助の増額を国に求めるときと考えますが、町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

そして、もう1つは、このたび保険証が一人一人に与えられることになりました。町の場合、6年生まで医療費の無料、そして入院は中学生まで無料になっていますが、それぞれの保険証は、例えば世帯主が保険料を払っていない、滞納している場合には、この子供たちの保険証はどうなっているのか、与えないのか、きちっと与えることができているのか。

本当に収納率も下がっています。これを見たとき、払いたくても払えない国民健康保険税、中でも蟹江町は資産割が50です。弥富市は20、こういうことも含めて、今、中で必ず私たちの国保がどうなっているかということを見て、この決算を見ても5,000万円にもなることだし、高く払えない。1億円も減らしたその理由とか、そして保険証がどうなっているのか、町長はこの文書をきちっと住民に知らせることができているのかということについてお聞きをいたしますので、お答えください。

○議長 奥田信宏君

ページ数が何もなかったので、多分258ページの一般会計の繰り入れに関する質問だろうというふうに理解をしまして、答弁。

○保険医療課長 鈴木利彦君

まず、私なりに簡潔にご質問を整理させていただきますと、まず短期保険証の件と、それから収納率の関係、あと町からの一般会計の繰入金が減っているという理由だと思います。

まず短期保険証の件なんです、保険証を出さないということはございませんので、当然保険証を出さないと、保険証のない方については10割負担していただくこととなりますので、そういったことはやっておりません。ですので、今ちょうど交換の時期ですが、取りに来ていない方についても通知を出しまして、取りに来てくださいということで通知を差し上げております。

中には、当然ご自身、健康保険の保険税が滞納されている方というのは、なかなかこちらのほうにおいていただくことができないので、取りに来ていらっしゃる方が多数みえます。私どもは、来ていただければ、当然窓口のほうで今後の保険税の収納についてご相談をしながら、健康保険証のほうは発行しておりますので、保険証がないという方はないということと理解をしております。

次に、収納率のほうなんです、どうしても過去の過年度のほうが多い方については、当然現年度についても払っていただくことがなかなかできないので、今後、現年を中心に何とか支払いをしていただくように、相談をしながら行っていきたいと思います。そのために、今年度から、収納を毎月12期にしまして毎月の負担額を少なくして、払いやすくしていただくということで納期を12回に変えました。そのために、中には口座振替ということで、口振の方も今年度についてはふえておる状況でございます。

次に、繰入金が、一般会計からの繰出金が年々減っていくというお話なんです、国民健康保険の決算等について、きのう、私どもの部長からも説明があったように、繰越金のほうがちょうど平成15年が1億5,000万円、平成16年が1億3,500万円、17年から8,000万円という形で落ちてきてはいますが、繰越金のほうが多少、国保の繰越金のほうが3億5,000万円だという形になっておりましたので、あくまでも町の国保会計というのは国保税で賄うのが原則になっていますので、できる限り町からの繰入金、議員がおっしゃられたこともあります、一般会計からの繰り入れを多少なりとも少なくして健全な国保会計を運営していきたいということで、とりあえず年々繰入金が減っているという状況でございます。

それから、減免のほうなんです、減免制度、今年度について新しく見直しをして、今まで税の減免については障害者の方ですとか、母子家庭医療、出ている方について減免規定がございましたが、今年度、新たに変更をかけまして、一部改正をして、急激な所得の減少ですとか、急激な所得の減少というのは、例えば世帯主の方が入院療養という事態がありますし、あと災害とかそういったものを細かく新たに改正をして、減免規定のほうは設けておりますのでよろしくお願いします。

以上でよろしかったでしょうか。

(「滞納者の保険証」の声あり)

滞納者の方の保険証なんですけど、あくまで保険証のほうについては、私どもは、申し訳ないんですが、その期間はある程度短くしてお出ししておりますので、出さないということは絶対ございません。

以上でございます。

○民生部長 石原敏男君

私のほうで若干補足させていただきます。

今、議員からご質問がありました保険証がカード化になって、滞納者で子供がいる方の保険証どうなるかというご質問でございますけれども、これにつきましては、従来の保険証がカード化になったというだけのご認識でいいかと思えます。そのために滞納者に対して短期保険証を出しますので、その家族の方については全員その短期の期間ということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありますか。

○6番 林 英子君

町長の社会保障での方針で、現在の生活……

○町長 横江淳一君

では、お答えをいたします。

2,200億円社会保障費が減らされる内容につきましては、ちょっと私がここでコメントすることではないと思うんですけども、実際、今、担当が答弁をさせていただきましたが、この国保会計につきましては確かに収納率も落ちております。

それで、一番危惧されるのは、はっきり言いまして、所得税から住民税への税源移譲によって非課税世帯から課税世帯へ変わったという、生活困窮者というんじゃなくて、急激なその税の変化についていけなかった方々がおるということも、実は聞いてはおります。

ただ、ここで、担当からも今、説明ございましたいわゆる町の減免制度の見直しもさせていただいておりますし、今、林議員がおっしゃいますように、一般会計からの繰り入れを、例えばことしは5,000万円ですけども、19年度で8,000万円、あと基盤安定のための、ここで行きますと5,700万円といわゆる軽減分と支援分合わせて7,387万円、これは実績に書いてございますけれども、それでは十分足りないという方が確かにおみえになるかもわかりません。そういうのについて独自の減免制度をとらせていただき、一度ちょっとこれを精査をさせていただくことはあるかと思いますが、ただ、一般会計の繰入金金を、じゃ、ふやせば滞納が減ってよくなるか、これはもうそういう考えで私はないとは思いますが。

ですから、まず急激ないわゆる非課税世帯が少なくなった、特に税金を納めなきゃならなくなった世帯の方が今どういう状況になっているかということが、個人情報でありますので、

ご相談いただいた方について、多分独自の減免制度に照らし合わせてできるのかどうかということも含めて精査をさせていただき、独立会計でありますこの国保会計だけは健全財政を守っていききたいな、こんなことを思っております。

しかしながら、どうしても救済措置ができないという場合、また議員の皆様方にお諮りをし、一般会計からの繰入金もふやさなければならぬ状況になるかも知れません。一番我々が危惧しておりますのは、やはり75歳以上の後期高齢者制度が始まり、国民健康保険税から移行される方、そして国民健康保険税の収納率がこれからどういう状況になるか、これしっかり見守っていかねばならないのも事実でありますので、そういう意味でいけば、警鐘を促された林議員の話はしっかり聞いておきたいな、こんなことを思っております。ただ、2,200億円のことにつきましては、すみません、コメントは避けたいと思います。よろしく申し上げます。

○6番 林 英子君

先ほども言いましたように、1億5,000万円の中には、3億8,000万円の滞納金でありました。そして、だんだん8,000万円になり、それにつれて滞納額もふえているというのが現状です。17年には4億9,000万円、18年度には5億3,000万円というふうに一般会計の繰り入れが減ると同時に滞納金がふえてきているというのも現状です。そうすることが、払いたくても払えない国民健康保険税、滞納がふえていくことではないかというふうに思います。

住民の人たちは蟹江町から来る、あのカニマークのはがきを開いてみて、払わなきゃいかんと思うのは当然のことだというふうに思いますし、聞いております。そういう人たちの身になって、もっと国保の払いたくても払えないではなく、よし、今度こそ持っていこうと思われるような施策を考えていただきたいというふうに思いますし、特に国保の場合は、世帯主が保険税を負担することになっておりますので、本当に医療費負担金を始めとして国が大幅な財政援助を行っているというのも国保財政の中身ではないかというふうに思います。

町もその立場に立って、せっかく減免制度もできたことですし、もっともっと蟹江町で暮らしてよかったと思われるような国民健康保険税の改善をしていただきたいというふうに、私はこの歳入歳出決算を見て思っております。

以上です。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

まず第1点は、今、林議員のほうからありました滞納という問題です。保険料を払うことができない人はどうしたもんだらうかなど。

この主要成果表の80ページに、きちんと文章で、そういう方々は窓口に来ていただいて、過年度分の保険料を分割でも分納でもいい、誓約書を書いてお渡しをすると、こういうようなことで努力をされているというようなことが書いてあるわけでありましてけれども、そこで

お尋ねをしたいのは、何人ぐらいの方がお見えになって、そういうような誓約書や分割払いなどでしますと言って保険証をいただいた方が何人ぐらいだろうかな。そしてまた、来ない方ですね。先ほど話がありましたように、行ったら誓約書を書かされて、いつ金払うんだと言われるので、当分の間病気せんで行くのやめようかと言って、放置をされて、保険証を手にしていない方々は大体今どのぐらいおみえになるのかな。

こういうことは、数字の上では、この決算書の中では表れていないものですから、先ほどの話のように、町はえらい水臭いではないか、大変生活が苦しくて保険料も払えない、病院にも行けない、そういうような人を見殺しにしておるではないかと言われるほうが声が大きくなっていく恐れもあるわけです。したがって、大体どのような処置をとられて、何人ぐらいの方がどうなのか、そういうようなことを数字で表すことができるならば、まず1点、お聞かせを願いたい。

2つ目には、それぞれ病院があるわけですが、医療機関への支払いの金額、ここに総額は書いてあるわけですがけれども、町内にあるお医者さん、いろいろ病院でも診療の中身は違います。眼科さんやら、普通の内科さんやら、整形外科やらいろいろあるわけですが、どのぐらいあるかちょっとわかりませんが、どのぐらいの医院があつて、そして総額、蟹江町の中の国保税で払うほうの療養費や治療費ですね。保険から払うお金は、大体町内の医療機関にはどのぐらいのお金が総額払われていて、例えば中身として、内科さん、病名によって内科があり、外科があり、眼科があるということでございますけれども、どのような分布状態かな、そういうことがお支払いのときにおわかりになるのではないかな。

それから、特に蟹江を中心にして救急医療病院というのは3つあって、海南病院、津島市民病院、それから掖済会ですか、大体主に救急車へ乗せていただくと、その3つが救急指定病院ですので、飛び込んでいって、連れて行っていただいて、救急治療でお金かかりますし、ましてやそういう人は病気、長い治療費が、長期入院されますので、相当のお金、高額療養費などで相当発生するのではないかと思いますので、そういう比較をしてみたときに、我々一般で言う町医者という言い方をしては失礼かもしれませんが、蟹江町にある医療機関でお払いになる金額とそれ以外の金額の分布はどうなっておるのかなと。

それで、大手3社というわけではありませんけれども、一番多いのはやっぱり海南病院なのかなと。勝手な想像ではありますが、それは大体どんなような形で蟹江の町民が病気になって、お医者さんへかかって、国保税を払っておる人たち、健康保険のほうはいいものですから、それは別にして、国保税を払っておる人たちがどうなのかなと、この決算の会計の中にはうたっていないわけですね。

この加入人員もここに書いてありますけれども、加入者は全部で1万3,000人ですか、19年はね。介護が3,929人、加入率が国保の場合は医療が35.7%、介護は10.7%とか書いてあるわけですので、この人たちですね、国保に入っておる方々の医療費の実態ですね。そうい

うものが把握をされているなら、教えてもらいたい。加入者が払う、請求書は蟹江に来て、蟹江で払うもんですから、金額並び出せばすっと出るとは思いますけれども、大体で結構でございますので、どんなような状況なのかなど。

それから、特に蟹江町にある病院でふえていった病院というのは、昔は目医者さん1軒だったんですが、目医者さんもちよつとふえ、一番ふえたのは歯医者さんですね。歯医者さんというのは昔も少なくなくて、昔は、私たちのところは最初は田中先生と西川先生しか知らなかったんですが、今じゃたくさん歯医者さんもありますし、そんなことをやられたときにどんな状況なのかなど。病気になられた方々が町内ではどんな病院へどういうふうにかかられているのか、どのぐらいの金がそこに行っておるのか、そんなことはやっぱりこの決算書の中では明らかではありませんので、私の質問はそういう質問をさせていただきましたから、おわかりになるならここでお答えをしていただいて、おわかりないとするならば、書類上つくられて、お見せをいただけるような措置をとっていただければありがたいと思いますが、いかなものでしょうか。

○保険医療課長 鈴木利彦君

まず、短期証の世帯なんですけど、こちらのほうは一応550ぐらいの世帯が今現在、短期証の該当する世帯ということになります。

あと、町内別の医療費という、町内の医院の医療別は出ないかということなんですけど、医療費請求というのは、みんな国保連合会からすべて回ってきますので、総額で今のところ払っております。私どものほうで各町内・町外と分けて、今のところ資料的には出しておりませんので、拾っておりません。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

まず、その前に、それじゃ、鈴木保険医療課長、短期保険証で何人とりに来て、何人取りに来ていないか。

○保険医療課長 鈴木利彦君

その辺は、はっきり今のところ数は出しておりませんが、今、健康保険証を、今切り替えの時期ですので、その辺を見ますと、そうですね、6割ぐらいはまだ取りに来てみえない状況になっております。

○議長 奥田信宏君

課長、19年度。

○保険医療課長 鈴木利彦君

19年度については……

○10番 菊地 久君

ことし発行しておるやつなら大体わかるよな。

○保険医療課長 鈴木利彦君

一応発行数はわかりますが、取りに来ていない方についてはまだ調べてはおりませんので、申し訳ございません。

○民生部長 石原敏男君

保険証の受け取りに来ていない方ということでございますけれども、今年度切り替えでございまして、切り替え以前、前回の切り替えでまだ町のほうで保管しているものの数でございまして、大変細かい数字まで私も把握しておりませんが、2けたで3けたに近いぐらいの数字のところは町のほうでは保管していたというふうには認識しております。ここら辺のところにつきましても、また後ほどきちんとお答えしていきたいと思っておりますし、また、医療費の関係でありますけれども、ある程度それぞれの医療機関ごとに明細が来ていると思っておりますので、一度これをきちんと書類確認しまして、出せるものにつきましては最終日のときに資料としてご提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番 菊地 久君

失礼な話ですが、今、涙流しながら林英子さんがしょっちゅう訴えてみえるんですが、保険証をもらえないと、だから病院も行けないと、私のところへもよう相談ござるけれども、本当に涙が出るよとかおっしゃるわけ。そういうことを聞くと、やっぱり今保険証を、今年はいいです、またやって、その前の時点の段階で、どのぐらいの方々が保険証が残ったまま放置、おるのかということですね。これは掌握しておかなきゃいかんわね。

そして、その人たちは本当になしで、現金で病院へ行っておられるのか。病院へかかっちゃってから、さかのぼって保険証をとということも、やり方はいっぱいあるわけですよ。そのときも、おまえら、払っておらんので絶対あかんよということでないもんですから、一応会員ですので、全員が、国民みんなが保険に加入することになっていきますので、その人がだめだということには絶対ならんわけですよ。憲法違反ですわ、そんなことをしたら。

だから、必ず何らかの処置をしてでも、病院に行ったときには保険証があるように何らかの手続をする、さかのぼって金を納めさせる方法だとか、それから分納でさせる、そのときに誓約やらせる方法をしてでも、保険証を使って治療をさせるということになろうかと思っておりますよ。金ある人はいいですわ、もう全額やればいけれども、そういう人に限って金ないもんで払わない、だから病気になって払えない、死んでほしいということじゃ困るもんですから、そういう形にならんように、現状配ったけれども、保険証、会員だけれども、名前書いてあるか、取りに来ない人が幾らいつまで残っておるよという人はどのぐらいかと私は言っておるわけ。19年の決算で言っていますからね。

そうしたら、その時点で、今まで分納だとか、誓約書を書いて保険証を持っていったという人たちは何人ぐらいおりますよというようなことですね。これの今のところで明らかにしておかないと、血も涙もない役場ではないかという話を言うと声が大きくなっていつちやっ

て、いや違いますよと、こういう人についてはこういう方法をとっていますよと、こういうこともしておりますよというようなことが中のほうから余り伝わってこなくて、林さんのほうの涙ばかり伝わってくるものですから、向こうのほうは何となく正しくなっていっちゃうわけ。

だから、幾らあんたたちは、夜も集金に行っておるだとか書いてある、これ実績報告書へね。夜もちゃんと、滞納の人のところへは朝早くから夜遅くまで行って、何とか払ってちょうだい、払ってちょうだいと言って頑張っておるわけ。頑張っておっても、払えんものは払えんという人もおるし、払いたくないやつもおるわけ。それは論外ですので別のそういう措置をとればいいわけですが、本当に払えない人についてはどういうふうにしていったらいいのかというような、真剣に、お互いに明らかにしながら問題解決にやっついていかないと、いつまでたっても同じことを繰り返し、繰り返し言うておることになってしまうものですから、現状、数値、数字ですね。数字なものですから、現在こうですよと、こうなっていますよという数字は明らかにできるのではないのでしょうかと、こう思います。

それから、先ほど医療費、医療機関への支払いの関係は、ちゃんと請求書で19年は全部終わっておるはずですね。向こうから請求書が来て、全部支払うと思うわけですがけれども、年度末ぎりぎりに何千万円と来るような、金が余って困っておるような病院もあったようでございますけれども、今はどうか知りませんが、いずれにしても来るはずでしょう。来るはずということは支払うはずでしょう。支払えば、会計ですので全部支払い先はわかるはずです。だから、それを一覧表にすれば、蟹江町の病院、蟹江町以外の病院、大手3社はどうか、そういう、何となくそういうふうな発想を持って、国保に入っておる人たちはどういう病気でどういう病院にかかっているのかなど。

それで変化は、今までおったのはこういう人たちはこういう病院で内科が多かったけれども、歯医者が多い、整形外科が多いだとか、今では整形外科のほうでも保険が適用しないのも保険でできるような拡大もいろいろされてきておるわけですね。そうすると、あんまさんだって、はり師さんのはりというのは適用いっぱいできるようになって、拡大をされておるわけよね。そちらへ行かれる方も多くて、1回行くと3,000円とか、4,000円だとかいうのが保険で少しずつ楽になるとか、そういう情勢というのは物すごく今変化してきておるわけです。

だから、そう実態だとか中身というのは、やっぱり掌握をしながらしてもらいたいなと思いましたので、一度、先ほど部長のほうから調べてきちんと整理しますとおっしゃいましたので、きょうのところはそれで結構でございますが、今言う19年度の本当に保険証がない人はいないとおっしゃったね、さっき。それは、あるけれども取りに来ないでということ。じゃ、取りに来ない人の数は何枚あるんだということを聞くわけ。何枚あるんですか。それから誓約書は何人書いたんですか。分納で払いますと言って誓約書を書いた人には、何人に渡

したかと。具体的にふつと言ってみればわかることではないか。隠すことじゃないでしょう。その点はいかがなんでしょうか。

○民生部長 石原敏男君

まず、誓約書の関係でありますけれども、先ほど課長が言いましたように、短期保険証を発行しているものについては、過去から誓約書をとっておりますので、この世帯が大体550世帯というふうに課長が報告させていただいたとおりであります。

○10番 菊地 久君

550ね。それから……

○民生部長 石原敏男君

はい。それから、受け取りに来ていない方につきましては、私が先ほど言いましたように、きちんとした数は持っておりませんので、私が保険証を見ている限りでは3けたに近い2けたの数字。

○10番 菊地 久君

残っておるのがでしょう。

○民生部長 石原敏男君

はい、残っているのが。

○10番 菊地 久君

3けたというのは。

○民生部長 石原敏男君

100人未満。

○10番 菊地 久君

100人未満……

○民生部長 石原敏男君

ぐらいだというふうに思いますけれども、これは……。

○10番 菊地 久君

保険証がないと思っているということだろう。

○民生部長 石原敏男君

はい、そのかわり、この方についてはきちんと国保の加入者であれば、取りに来られれば、その場できちんとお渡しします。それで、ほとんど今の情勢を見ていると、長年取りに来てみえない方も多くあります。それで、どうしても取りに来られるような方につきましては、大きな病気されて、どうしても保険証が要るようになると慌てて来られるということも実情であります。はっきり保険証を実際に取りに来られていない方について、風邪程度の病気なんかでしたらどうしているかということは我々は把握しておりませんのでわかりませんが、今言いました受取に来ていない方の数字につきましても、先ほど言いました医療費の支

払い機関別の状況の中で、またきちんとご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○10番 菊地 久君

いつもこれ出るもんで、私は整理しておきたいと思うんですが、取りに来ない方、それはそのまま、その後の措置というか、もう手紙で言うだとか、本当に必要ないのか、こういうようなことをやっておるだろうか、どうだろうかと思うわけ。

それから、もう1つは、500世帯の人が分納だとか誓約書をお書きになったと。お書きになったときの窓口の対応が非常に失礼じゃないだとか、もっとどうだろうかというようなお話があるけれども、実際そんなことがあるのか、ないのか。窓口の対応が本当に悪いのか、どうなのか。1人だけがいかなのか、対応した職員の中にそういうのがおるのかとか、きちんとしておかないと、蟹江町の保険行政やら窓口行政というのはみんな冷酷非道な人間ばかりだと、こういうふうに言われて、まじめに、例えば本当は違うんだよと、こんなによくやってくださってありがとうという声よりも、悪い声のほうが多くなってはいけないと思うから、私は。

たとえ1件でも、2件あると大きくなるの。だから、その1件、2件が本当に問題解決ができなかったのか、できたのか、まだそのまま引きずっておるのか、どうなのかということは、ぜひきちんと整理をして、いつでも言えるような態勢だけは持っていて、そして、そういうことがあったときには、だれとだれの話をしておるな、このことについてはこういうふう処置をしましたが、いかがですかと言えるようなことだけは、ぜひ、事務当局側の仕事としておやりをしていただきたい、こんな思いもありますので、それはそれとして私の意見でございますので、申し上げまして終わります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、資料請求をしたいというふうに思うんですけれども、新たに創設されました減免制度ですね。申請減免ですけれども、この実績ですね。まだ確固たる資料として利用できるかどうかは、始まったばかりですのでわかりませんが、とりあえず今までの実績、ぜひ資料として出していただけないだろうかということが1点でございます。

それで、先ほどの、これはページ数は申し上げます。なぜかという、林議員の発言に関連して町長の答弁に対する反論を申し上げたいというように思いますので。

それは、繰出金ですね。これは、滞納者をふやす、ふやさないということのかかわりで、それは関係がない話だと、関係があると思わないという町長の発言がありましたけれども、私ども、なぜこだわってこの繰出金について述べているかといいますと、これは国民健康保険というのは、当初国民が必要な安い医療を気軽に受けられるというのを目指して、国民皆保険として発足した制度ですね。

しかし、小泉構造改革の中で、国保に対する国庫負担金45%を38.5%に切り下げられてからこの深刻な事態が生まれてきていることは事実なんです。それで、私どもは、なぜ繰出金にこだわるかという点でいいますと、そういう高い国保税の中で生活困窮者がなかなか国保税を払えなくて、短期保険証まで発行されて、あるいは保険証交付もやらない自治体も一部にはあるようですけれども、そういう状況の中で皆保険の精神がどこかへ行ってしまっているんですね。これを私どもはこだわっているんですよ。

そうすると、気軽に安い医療をだれでもが受けられるという当初の出発点に照らしてみると、何とか行政でそこを補完していく必要があるのではないかなということを感じるわけで、例えば繰出金、独立採算をすぐ振り回しますけれども、独立採算というのは、例えば、減免制度をつかった、その減免制度をつかったのは国保自体の責任ではないから、町の行政の中の責任があるから、一般会計からその部分については繰り出ししようだとか、その実務をやる事業費とか事務費も繰り出ししようだとか、こういういろんなやり方があるんですよ。それは独立採算の精神からしたって看過できないですよ。そういうやり方を多くの自治体がやっているわけですよ。それは、全国市長会もやむを得ないことだと、どうしようもないことと。根本は、45%を38.5%に切り下げられたことから始まっているわけだから、国に戻してくれという要求を今していますね。そういう状況になっていると思うんですよ。そういう、つまり財政悪化策、きのうも申し上げましたけれども、スパイラルのような状態を回避するために、そういう措置を講ずる必要があるのではないかというふうに申し上げたいんですよ。

そういう点で、私どもがこの繰出金にこだわるのは道理があるんですよ。それで、まだほかにずっと拾い出してみると、国保会計や国保の非組合員の責任でない、行政の自治体もある、そこを補完する、こういう考え方で繰出金を出していくということは非常に大事なことだと思うんですよ。そのことによって、この遠ざかってしまった皆保険へ一歩近づく、そういう努力を自治体としてはやるべきだというふうに思いますので、そういう観点なんです、これは丸のみですけれども。

そこで、実態を少し申し上げますと、私は、これ去年の経験ですけれども、がんで痛くてとても耐えられないと、医者へ連れていってくれと、こういつて訴えがある。しょうがないから連れていこうとしたらお金がない。病院へ行くと、あんた、まだこの間の入院費払っていないじゃないかと診療を拒否される。しょうがない、どうしよう、どうしよう。それで、病院側はあそこで薬もらいなさいと。それで、また行くと、本人はお金がないから、薬屋さんも売ってくれへん。しょうがないから立てかえて払ってくると。しかし、立てかえてやっている人たちもくたびれてしまってとても——人様のことですからね——とてももうおれはやめだと、世話するのは嫌だよと、こうなって、最終的に本当に我慢して、我慢して、我慢し抜いて亡くなりました。これは私の知っている経験であります。

沖縄では、52歳の女性の方が1年間の短期保険証で期限が切れておって、医者に行けなくて、これはインスリンを打っている糖尿の患者でして、52歳で女性ですけれども、亡くなって、これ社会問題になりましたよね。こういうような事態が、実際に全国あちこちでできているんですよ。

だから、こういう実態を放置できない。放置せずにやらなきゃならんというふうにするならば、もちろん国、県、町です。一番現場で見ている町、市町村というのは、そういう実態を見逃せられないので、しょうもないから繰り出しをして国保の財政をちょっとでも補って、減免制度をつくったり、そういう人を助ける努力をしているというんですね。こういうことを私どもは訴えているんですよ。だから、繰出金、罪悪じゃないんです。申し上げておきたいと思います。

○保険医療課長 鈴木利彦君

先ほどの資料請求の件なんですけど、今のところ申請減免については1件もございません。施行のほうは、20年4月1日施行になっております。その後、今回の後期高齢の絡みで条例減免、もう一度一部改正をしております、その改正日は6月23日施行で、適用のほうは4月1日と、すべて20年4月1日から施行になっておりますが、今のところ申請減免の適用になった方はみえません。ただ、2件ほど窓口のほうに来られて、減免はというお話はありましたが、理由を聞きましたところ、その減免の対象にはならないということで判断をしております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

何か町長、意見はありますか。ありませんか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がありましたら。

○6番 林 英子君

保険証の件についてですけれども、先ほどの続きです。先ほど石原部長がおっしゃいましたけれども、保険証が1人に1枚ずつになりましたね。いや、聞いた人がありますので、答えなければならぬので教えてください。そして、世帯主が保険料を滞納した場合、小さな赤ちゃんでも、小学生でも、滞納した親に合わせて3カ月保険証、6カ月保険証、そういうふうではなく、その子にはいつ何時病気になっても使えるような保険証が手元に届いているのかどうか、その1点だけお聞かせください。

○民生部長 石原敏男君

今言われましたように、世帯主が滞納してみえれば、その家族についても短期保険証になります。よろしいですか。

(発言する声あり)

世帯主が滞納しておれば、その子供等につきましても短期の保険証と。すなわち従来の保険証から、ただカードになっただけというふうにご理解してもらえば結構かと思います。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

先ほどと同じ答弁です。先ほどと同じ答弁で、親の保険証と同じ保険証が発行されると、そういう答弁のようであります。

それでは、他に質疑ありますか。

(発言する声なし)

ないようでしたら、それでは、以上で認定第2号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 認定第3号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは278ページから286ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第3号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第3 認定第4号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは290ページから298ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。ページにかかわることではないんですけども、土地開発公社というの

がございますよね。それで、その土地開発公社で買い入れていただいて、それをまた買い取るというやり方で土地の取得をしてきたというふうに思うんですが、この土地開発公社の19年度末でもいいんですけれども、どれぐらいの蟹江町の負担分というのがあるのか、ないのか、その金額がもしわかればお伺いしたいと思いますし、いつか最初に土地開発公社で上限額というか、極度額というのを決めていると思うんですけれども、1回それを変更しましたけれども、それは大体幾らだったのか、ちょっと記憶がないもんですから、その辺わかったらとりあえず言っていたきたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

土地開発公社の件でございますけれども、申しわけありません、詳しい資料を持っておりませんが、まず公社のほうで、今、負担額は幾らかということでございますけれども、実際、私どものほうには、今見直しをかけておりますけれども、90万円ほどの特別の負担が今は出ております。それから、実際当初にはたしか600万円ほどの出資金という形で出しておるという状況でございます。

あと、今おっしゃられましたものに関しまして、それから、債務負担行為のほうは土地開発公社に関するものでございましたが、前は5億円ほどの買い入れの関係をやったと思うんですけれども、現在その債務負担のほうを変更したという記憶は、私自身はまだそのままです……

○8番 中村英子君

1回変更した記憶があるよ。

○議長 奥田信宏君

いや、一遍していると思う。変更している。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません、ちょっとその辺の私ども、今資料には持ちがございませんが、現在、うちのほうはほとんど借入れはしておりませんので、もう返しておりますので、はい。ちょっともう少し、19年度分で終わったというふうに私は記憶しておったんですけれども、ちょっと詳しい資料がございませんので、大変申しわけございません。

では、部長のほうから、もう少しご説明申し上げます。

○総務部長 坂井正善君

今うちの総務次長のほうから答弁がございましたけれども、今度24日の最終日、このときには一応今回案件として土地開発公社の定款の一部変更という議案が出ておりますので、そのときにその辺の数字的なことを一応お示しをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○8番 中村英子君

そうしますと、大体5億円ぐらいの負担を蟹江町は持っている、土地開発公社では持って

いるということですかね。違いますか。といいますのは、土地開発公社は、記憶がちょっと間違えていると悪いんですけども、恐らく30億円ぐらいの枠があったのではないかなというふうに思っているんですが、それで、この土地の購入ということについてですけども、どれぐらいこの土地開発公社を利用して、この蟹江町が土地を買うことができるのかなというところでちょっと質問等ありますので、じゃ、最終日でもいいですので、またもう一度、じゃ、最終日にちょっと資料を出していただいて、土地開発公社に対する資料をお願いしたいと思いますので、お願いします。

それで、実績報告書の83ページですが、これは今回の日光川のウォーターパークの建設用地について増加分と減少分というふうになっておりますよね、今回のことですが。以前にも、これ説明あったと思うんですが、少しわかりにくさがあるものですから、このウォーターパークの建設用地についての増加分とそれから減少分について、再度だと思えますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。先ほどの件の土地開発公社の債務保証でございますが、私、負担行為ということで上げてあるということで、実は、20年度の予算の6ページのほうにきちっと載っております。5億円ということで、ほかに利子及び事務費に相当する額ということで、これは、これまでだったら一応お認めがいただけるという金額ですので、全く今現在借りているというものではございません。これは今後借りることができる範囲を決めていただいただけというものでございますので、今借りているものではございませんのでよろしく申し上げます。

それから、先ほどの600万円というのも、最初にお出しした金額も600万円で間違いございませんのでよろしくお願いいたします。また、詳しい資料はお出しさせていただきます。

それから、今ご説明を求められましたウォーターパークの件でございますが、これにつきましては83ページのほうを見ていただいた中で、中段ほどのウォーターパークで増加分というのがございます。これが金額的には3,635万9,502円、これが土地開発公社から買い戻したと、土地開発基金で買い戻した額でございます。そして、その後、4本ほどございます。これは減少分のほうに載っているものでございますが、こちらにつきましては、最初の1,680.71平米、4,303万2,251円から、この4本でございますが、これは土地開発基金でただいままで持っておりましたものを、一般会計で実際に買い戻していただいたということで、現実予算のほうを立てていただいて、そして買い戻しをしていただいた金額でございます。また、物件でございます。

実際には、もう私どものほうといたしましては、あと残っておるのはウォーターパークのほうで現在高で持っております増減なしのところでございますが、こういったものが19年度末に、ウォーターパークでは6本、まだ土地開発基金会計のほうで持っておりまして、今後、

また一般会計のほうで買い戻しをお願いしたいと思っている物件でございます。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○8番 中村英子君

わかりました。

それで、この土地を例えばその83ページの一番下のところですけども、七宝蟹江西福田線の改良事業用地及び移転補償費とかということで上がっておりますけれども、年々これやっております、その前の、下から4行目の町道今須成線の道路改良事業用地だとかいろいろあるんですけども、大体これが全体の何%ぐらいに当たるのかということは、いつも言われてもわからないんですよ。ですから、これは終わりに近づいているものなのか、最初のものなのか、それから、全体に必要な土地の何%これでできたのかというような経緯というのはよくわからないもんですから、こういう事業にかかわる用地の取得ですけども、それについては、できましたら次回からでも、その何%ぐらいに当たるのかと、必要用地のですね、そういうことを明示していただくとわかりやすいと思いますので、お願いをしたいと思っておりますけれども、それは事業ごとに違うと思っておりますので、事業別にはなっていると思っておりますが、そんなことでお願いをしたいと思っております。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ご質問いただきました土地取得特別会計の先行取得用地の絡みでございますが、それぞれ機動性を持たせた特別会計で、用地が必要な場合には先行で取得します。ウォーターパークもそうですし、それから七宝蟹江西福田線、それから、ここにあります町道水明台等もございまして、それぞれ事業の進捗状況がございまして、資料としましては、七宝蟹江西福田線は今回諮っております本町5の交差点の南側の部分、水明台に関しましては、長年課題となりました用地取得を今回地主との調整ができましたので取得したという経緯でございます。ただ、あと進捗状況につきましてはそれぞれ路線ごとに違いますので、資料的に例えば決算の時期に今回七宝蟹江西福田線については何%、それから、この主要成果に載っています事業につきましてもパーセンテージをお示しできればしたいと思っておりますが、毎回となりますと、ちょっと微妙なところでございますので少し検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、認定第4号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第4 認定第5号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは302ページから310ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第5号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第5 認定第6号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは314ページから332ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

ありませんか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。総括的な質問になりますので、ページ数はあえて申し上げません。

○議長 奥田信宏君

簡潔明瞭をお願いします。

○7番 小原喜一郎君

一般質問でもやりましたので、簡潔に申し上げたいと思うんですけども、1つは、課長の答弁だと来年度の見直しに向けて手がついていないという答弁でしたよね、齋藤課長。

しかし、今9月ですよ。もう予算編成期にもう間もなく入るわけなんです。なのに、来年度の方向が全然論議されていないなんてことはあり得ないはずだし、既に各都道府県は市町村の担当者の会議をやって、その指示を出しているということも聞いているわけですよ。

ですから、私の質問に具体的になかなか答弁がなかったんですけども、やっぱり今の時期で一番の関心事は保険料どうなるか、介護給付どうなるか、介護従事者の報酬どうなるか、

それから、そのサービスの中身がどうなるか、もちろんそのことによって、よくやればやるほど予算がかさみますから、19%負担しなければならぬ被保険者の皆さんの保険料ともかかわってくるという点で、やはり住民の側からしても非常に強い関心事になっているわけです。当局としても非常に重要な内容であるので、全く論議されていないなんていうことは、——もし論議されていないとすれば、そんな姿勢の悪いことはないと思います。行政者が今日に至って論議がないなんて、そんなはずはないと思うんです。

とにかく全く論議されていないならそれなりに評価してもらわないかんで、論議、検討されていないとおっしゃっていただきますませんが、どうもそんなはずはないと思います。私があえて具体的なことをちょっと言うと反論が出ましたよね。聞かせていただきたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

今現在の進捗状況等でございますけれども、全国での担当会議、都道府県の担当課長等を集めて行われたのが8月の末でございます。私ども、愛知県が、県下の市町村担当課長を集めて会議したのが9月入ってからでございます。その内容もまだ素案という形できちんとしたものではない、今後変更があり得るよという注意書きつきのもので示された状態でございます。

そんな中でも、議員にご心配おかけしておりますけれども、私どもも来てからでいいやという話ではなく、介護保険の事業計画等の策定につきましては、コンサル等に委託しながら今やっておるところでございますし、その内容につきましては、まだまだ不確定要素が非常に多うございます。例えていいますと、いつもお話しさせていただく保険料のエクセルシートでございますけれども、これが国から示されて、実は訂正があったよというのが3回、4回。ですから、県の担当者も今現在どのエクセルシートが正しいシートなのかというのが、もうわからなくなってきた状態で、もう今、最新版を送りますから、とりあえずこれでやってくれみたいな、そういった通知も来るわけでございます。

それを参考にしながらコンサルのほうにもその情報提供をし、いろいろ内部的にもどのようなサービスが必要なのか、今後どのようなサービスを見込めるのか、業者の参入はあるのかどうか、そういうようなことも内々で検討しながらコンサルにも情報提供して、算定の作業を現在行っておるところでございます。ただ、まだそれがきちんと確定した数字ではございませんので、今この場でお話をさせていただくのは申しわけございませんけれども、控えさせていただきたいということでございます。

議員が一番心配されておりました保険料については、今お話しさせていただいたとおり、ちょっと控えさせていただきますが、一般質問でもお答えしたとおり、国の全国平均からいっても、蟹江町は非常に低廉な保険料を続けてまいりました。しかしながら、今後、地域密着

型といいますと、蟹江町の方だけが原則利用できるというサービスが出てまいります。それを、サービスの提供が行われますとすべて蟹江町のほうで保険料給付の関係もしなければならぬということで、定数がふえればそれだけのものがふえてくるわけでございます。一例を言いますと、グループホームなんかがあるわけですが、それが1年間でおおよそ7,000万円以上がかかっているよと、保険給付の関係で。

その関係につきましては、この事業実績を見ていただきまして、86ページに中ほど③番、介護保険給付の年間給付額は次のとおりということで上げさせていただいております。この2段目、地域密着型介護サービス給付費、これが6,996万9,792円、これが19年度の実績として上がっておるところでございます。そのほかに、予防サービス給付費、これはたまたまゼロでございましたが、18年度については136万1,178円、こういったものが蟹江町で1つサービスができますと出てくるわけでございます。

一般質問でもお答えしましたように新しい——これは伊藤俊一議員のほうでお答えしたと思いますが、そういったようなサービス参入の計画はあるかということで、今のところ診はあったが具体化したものはないというふうにお答えをさせていただいております。例年1件かそこらは蟹江町で何かやりたいと言われるんですね。何かの何がわからないもんですから、こちらも対応のしようがない。じゃ何をされたいんですかと言うと、うん、何でもいいんだけど、何かやりたいと、そういうご相談だけですので具体化していないのが今の現状でございます。

具体的に何々ということであれば、当然私どもはそれに対して、こういった処理が必要ですよ、こういう準備が必要ですよ、人員的配置はこういうことですよという、そういうようなものがお話ができるんですけれども、そういうようなものがないということが今現状ですけれども、ただ、そういった何かやりたいと言われる方がおみえであるということは当然私ども念頭に置いてはおりますので、今後何がふえるのかということはある程度想像しながら考えていかなきゃいけないということでございます。ただ、これが何かだけですので、本当に何がやりたいかちょっとわかりませんので苦慮しているところなんですけれども、おおよそ地域密着型の居住型のサービスか、もしくは通所の関係、いわゆるデイサービスの関係ではないかなという想像は働かせてはおります。

そういうようなことも含めて、いろいろコンサルのほうにもシミュレーションという格好で情報提供してはおるんですけれども、やはり条件がいろいろ変わりますので、なかなかそこできちんとした成案が出てこない。国は、一応予定としては9月末には第一次の保険料みたいなことを言っておりますけれども、果たしてこれがきちんとして出るのかどうか、ただ1回目ですので、これは一応全県下、愛知県下ですべて一応県のほうに取りまとめをされて、国のほうに出されて、それからまたいろいろ地域の供給状況、施設の関係はそういうのがありますし、そういう関係もあって、県のほうでもまた検討されて、また再度見直しをという声

がかかってまいります。

当然その内容がある程度まとまりましたら、私どもも審議会を立ち上げさせていただいて、そこで具体的なご審議をお願いしたいということで、今計画をしておる段階でございます。ただ手をこまねいておるわけではございませんので、内部的にはできる範囲内のことで着々と準備は進めておりますので、そこらはお願ひしたいと思います。

また、介護報酬につきましては、一般質問でもお答えしたと思っておりますけれども、これは、あくまで国が決めてくるものでございます。その範囲内において、例えば、地域密着型でありますれば、蟹江町で幾らにするかというものが決めて決められるわけではございますけれども、国の定めた範囲を逸脱すると、また周辺とのあつれき等もいろいろございますので、それは慎重に対応していかなきゃいけないというふうに考えております。

報酬の中での人件費というものは、これはまた国のほうである程度の見直しがされるというふうには聞いてはおりますけれども、これが一体全体何%にしろというふうに縛りが来るのか、はたまた何%程度なのか、これぐらいだよというふうになってくるのか、それはまだちょっとわかっていないのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、サービスの計画の全体像については、あるところの想像力も働かせながら、あとは人口増ですとか対象者増、そういうようなものも含めまして、いろいろ算定を、準備をして、きちんとしたものがまだまだちょっと出てきていないというのが現状でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、大体今の報告で、傾向としてはこの成果報告の86ページの介護サービス一覧、これにプラスアルファを考えたいということですね。今聞いておるとそういうことだと思うんですね。

それから、やっぱり事業規模でいろいろ考えるわけなんですけど、介護従事者の報酬は、当然値上げということになるでしょうね。2003年の改定するときにはマイナス2.3%だったんですし、06年の改定するときにはマイナス2.4%だったと思うんですね。マイナスだったんですけども、これらを埋めて、さらに上になるのか、どうなるかというのは、関心を示すほうですね。つまり事業規模とのかかわりがありますよね。

それで、聞いておきたいわけなんですけれども、この新法だとか、国のあれをみますと、かなり重点的に引き上げをするみたいな感じですね、どうも。ですから、そういう点を考えて19%の積算をやると、利用料というのが何かなど。それで、あえて私は繰越金とその積立金を問題にしたんですけれども、1億円ちょっとでまだ予定されておる支出があるんだという答弁だったんですね、部長の答弁だと。だったんですけれども、だとすると、この値上げの方向を考えているのかなと、答弁の内容からするとですよ、伺うわけなんですけれども、方

向だけ、できたら伺いたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

先ほど、ちょっと保険料の関係でいろいろシミュレーション云々ということをお願いしました。議員が申されますように、その報酬、これは支払いの関係で国が定めるものでございますけれども、これが値上がりすれば、当然これは私どものほうにも直接はね返ってくるわけでございます。

ですから、例えばこちらでもとに戻されるとしても、5%プラスアルファ戻るということであれば、先ほどの議員の値下げが2回にわたって行われたと、それを補ってプラスアルファすれば5%以上、7%ぐらいまで行くのかなという想像も私どもはしております。

そのほかに、先ほど申しあげましたように、いろいろな事業展開ございます。そういったようなところでの増加要因、それから、当然人口等もふえてまいります。高齢者人口がふえてまいりますれば、認定される方もふえてくるだろうと。およそこちらが年々平均いたしますと4%強ふえております、今のところは。いわゆるベビーブーマー、団塊の世代と言われる方が来ますと、もう少しはね上がりますけれども、辛うじてこの21、22、23年度ではぎりぎりですこまではいかないかなというふうに考えておりますが、最終年度はどれぐらい影響するか、いまだちょっとわかってはおりませんが、そういうようなことになれば、当然ながら人数も増加、利用される方もふえる、それから介護報酬も増加する、そういうようなことがございます。

そういうようなことも含めて、今いろいろ検討はしておりますが、これは当然とってはちょっと失礼ではございますけれども、非常に低廉にしてございました。2,500万円ほど毎年準備基金から取り崩しをいただきまして保険料に充当をすることをやっておりましたこの3年間でございます。それがまた続けられればいいんですけれども、そういったようなことで不可避的な事況も出てまいるやもしれません。ですから、できる限り1億円程度を堅持はしていきたいなと、これは従来からお願いしておる金額でございますので、そこから何とか抑えていきたいなというふうに考えますと、基金からの保険料の補てんがなかなかできない状況かなということであれば、全体に値上げ傾向の中で、蟹江町だけが現状維持もしくは値下げなんてことはちょっと考えられないのではないかと。

国の平均が、今この3年分で平均4,100円弱でございます。それに対しまして蟹江町は3,000円としておるんですが、実は、その2,500万円ほどの投入で200円強を値下げをさせていただいております。3年間を通じて大体そんな計算でやらせていただいております。ですから、実質3,200円程度か、3,300円弱ぐらいの保険料だと思っていただいて、今現在では間違いない。それがどこまでいくのか、保険料の低廉のために基金の取り崩しができないという状況になってくれば、これはもう少し上がるのではないかなというところを私個人の考えとしては想像はしておるところでございます。これで、国が全国平均どれぐらいまでいくの

かちょっとわかりませんが、1割程度の上昇と見ても4,400円前後が国の全国平均ではないかなと。それに対して蟹江町がどこまで増加するものを精査して、できる限りの保険料の低廉に努めてということをやっていけば、およそ想像できるのではないかなと思っておりますので、あとは議員のご想像にお任せいたします。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

私のこれは見解になってしまいますけれども、1つは、介護認定率が全国平均よりも際立って低いですよ、蟹江はね。そういう点でいうと、保険料の全国平均よりも安いというのは、これは当然のことだと思うんです。認定者数が少なければ、費用はかからないということは当たり前のことです。だから、今の時点でも、認定率は全国レベルに比べてかなり低いわけですので、そういう点でいいますと、ただ、全国レベルも06年の保険法改悪以降、少し低くなってきていますけれども、蟹江も同じく低くなっていますから同じことですよ。ですから、私は思うんですけれども、全国レベル並みでは、保険料が、これはいかんと思えますよ、この認定時の状況では。

それから、もう1つは、サービスの低下をするかどうかということですよ。指針、つまり指導はどれも低下させるような方向のようですよけれども、サービスの低下をして、その上で保険料を上げるということでは、これはまた住民が納得しないというふうに思うんですよ。その辺のところを、これ牽制するわけじゃありませんが、しっかりと見据えて事業計画をつくっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。実績報告書の86ページですが、包括支援事業についてお伺いします。

この地域包括支援センター事業委託料として1,400万円が社会福祉法人のカリヨンのほうへ行って、事業をやっていただいております。前年に比べると100万円ほどふえて内容になっていると思います。この事業は、各家庭にこういう包括支援センターカリヨンの郷の名前で何々教室、何々教室ということで募集は来ていますけれども、全体像として、この事業、全体の事業というのはわかりにくいものですから、これはあれですか、カリヨンに一括1,400万円あげちゃっていて、その中身は向こうの自由裁量という言い方はおかしいんですけれども、どういうふうでもやってくださいということなのか、これこれこういう事業に対してどれだけの支出という対象でやっているのか、この中身について少し説明をお願いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

事業実績の関係の86ページ、下の段になっております。④番、地域支援事業で1,606万620円ということでございます。これは下に掲げております(1)から(3)までの合計金額で

ございまして、今、中村議員が言われた1,400万円というのは、(2)番にございます地域包括支援センターの事業委託料ということでカリヨン福祉会さんのほうに支出させていただいたものでございます。

これの中身につきましては、ほとんどこれは人件費でございます。3人の方、ケアマネジャーさんの指導的立場に立たれる方、それから社会福祉士の方、それから保健師、看護師の方ですけれども、その3人さんのいわゆる人件費相当額というふうに見ていただくのが一番よろしいかと思えます。ただ、その中で、私どもは委託契約を結ぶ中で、いろいろな事業を行ってくださいということでやっていたいております。

その具体的な中身が(1)番に書いてあります、例えば介護予防事業の講師さんを招いていただいて、それに対していろいろ事業を行っていただく、その報酬の支払いや何かをしていただくというような、その手配ですとかそういった細々した実務上のことをしていただいております。ただ、それにかかります費用はまた別で、これはお支払いするよということになっておりますので、こういうふうになっております。そのほか、転倒予防教室、IADL事業、日常生活関連動作の訓練、それからアクティブ痴呆介護事業、健康相談事業、それから介護予防事業ということでいきいき元気倶楽部というようなものをやっていたいております。

これにつきましては、こういうような事業というものをやってくださいというふうにごちらから具体的な契約書の中に載っております、これについては介護保険のほうから、こういうようなことをなさいますよということで、また負担の上限枠もある程度決められておるわけでございます。具体的にいいますと、この介護サービス給付費、上のすぐ③番の金額でございますけれども、こちらの何%以下というふうに国のほうが指針として示しておりましたので、その範囲内で、私ども、これぐらいのことをこれぐらいの金額でやっていただけないかということで委託をしておるところでございます。

来年、新しい事業計画3年間作成されるわけですが、同様に介護予防事業等についても契約の継続をしていきたいなど今のところは考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

わかりました。

そうしますと、人件費だということでしたので、今、介護福祉士とかいろいろ言われましたけれども、もう一回、じゃ、この人件費の対象の人、もう一回お願いします。3人ですかね、3名。もう一回、これ、だれとだれとだれということをお願いをしたいと思えます。

○議長 奥田信宏君

名前ですか、資格でしょう。

○8番 中村英子君

個人名を言ってもらわなくていいですよ、別に。何名と言ってもらえば。だから、その1,400万円を人件費3人に払って、そして、その上の事業をいろいろやっているという意味でしょう、言っていることはね。だから、1,400万円払って、上の転倒予防だとか、それから日常動作関連だとか、痴呆の介護教室ですよね。教室とかそういうことをカリヨンにお願いしてやっているという意味でしょう。1,400万円払って、この上のことをやっていただいているということだね。

それで、この事業がやはり十分機能しているというか、浸透してきているのかということのちょっと問題点もあるんじゃないかなと。基本的な、このやっていますよという姿勢はちょっと見えるんですけども、実際に、もう少しこれは浸透するような教室の開き方というのが必要じゃないかなというふうに私思うんですけども、例えば、場所を特定して一週間に1回だとか、一週間に2回だとかそういうようなことを、学区の狭い範囲のようなところで参加してもらいながら連続してやっていくという、連続性というものがこの事業には必要ではないかなと思うんですが、ちょっと言い方悪いかもしれないんですけども、本当に一番下のところの基本的なところでとどまっているという感はちょっと否めないんですよ。もう少しこれを浸透するような、効果のあるような方向に拡大していくということは私は必要じゃないかというふうに思っていますけれども、その辺についてはどうのご見解でしょうか。これでいいんだよと、わしら十分やっておる、もうちょっとこれはやらないかんといいところなのか、少しその辺をお伺いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

職種につきまして再度申し上げます。ケアマネジャーさんのリーダー的立場に立つ専門の研修を受けられた方がお1人、それから社会福祉士の資格をお持ちの方がお1人、それから保健師さんがお1人でございます。すべてこれはある程度の資格を持った方で実務経験のある方というふうになっております。そういったご3人さんをお願いしてございます。

それから、まだちょっと宣伝ですとかそういうようなもの、事業が足りないのではないかといいご指摘をいただきました。これにつきましては、機会あるたびにいろいろやってはおるわけでございますし、全戸配布ですとか、広報等にも載せてございます。それが足りないということであれば、これからも十分意を注いで宣伝もしていきたいと思っております。

ただ、地域包括支援センターの3人だけがやっておるのではなくて、私どもの健康推進課の保健師さんですとか、私どもにも1人配属されております保健師、高齢介護課の保健師、そういったような者も含めて、例えば、学戸のふれあいプラザ、舟入のふれあいプラザ、それから、今一番、月1ある程度やっておるのが、月1だったかな、いきいき元気倶楽部というようなもので大体1カ月に1回ぐらいをやっていただいております。

こういうようなことも含めて、私どもの保健師も積極的に関与しながら事業を進めており

ますけれども、それがまだまだ宣伝不足ということであれば、今後十分広報に努めさせていただいて、なお一層この介護予防について力を注いでいきたいというふうに考えておりますので、またいろいろご指導いただきますようお願いいたします。

以上です。

○8番 中村英子君

今言ってくださったケアマネと社会福祉士と保健師ですけれども、この方々はカリヨンの職員ですよ。兼ねているということですよ。兼ねていないんですか。

(「職員だよ」の声あり)

カリヨンの職員であって、そしてカリヨンでお仕事されていて、そこに町からのこの委託事業に対してこれだけ、1,400万円をお払いしていると、こういうことですよ。

それで、そうなってきますと、やはりこの包括支援センターそのものの、独立して、そしてこの事業だけを専任してやるというような形にはなっていないと思うんですけれどもね。だから、ここで無理があるという言い方おかしいですけれども、そのケアマネと社会福祉士と保健師が、実際に町がそれぞれ個別に採用できるかどうかということは少しわかりませんが、私は、そして、そういう人たちに専門にこの事業をやってもらうぐらい、やっぱり力を入れなきゃいけないところではないかなというふうに私は思うんですよ。

そこで、前には、町長は、人を探すのは難しいんだというお話がありましたけれども、どうもこの辺のところをこう委託して、あちらに雇われている人にお金払ってやってもらうということにしては、やっぱり事業の規模やら効果というのは薄いかなという気がどうしてもするものですから、開設当時、やり始めた当時はその難しさあったかもしれませんが、できれば、やっぱりこの辺のところは町が独立してやれるような、そういう体制ということで考えていただけたらなというふうに思います。

最初に、そういうカリヨンにお願いしちゃったもので、もう楽っちゃ楽なんだね。まあいいやという感じですけども、それではちょっと事足りませんので、できたら独立でやっていただけるような人材の確保や体制づくりということは、少し力を入れるなり、その視点を忘れずにやっていただきたいと思いますけれども、どうですかね、町長、もしご意見あれば伺いたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

まず、その3人の方でございますが、これは一応専任になっております。兼任ではございません。ですから、通常の勤務時間については専任で私どもの包括支援センターの活動を行っていただくことになっております。ですから、ちょっと私どもはこれぐらいのことで始めさせていただいておりますけれども、先ほどお答えしましたように、今後とも増加させるなり何か方策を考えて、力を注いでいきたいというふうに考えております。

その結果、先ほどちょっと申し上げましたが、介護給付費の何%という縛りがございます

ので、その範囲内でできる限りのことをしていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、認定第6号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第6 認定第7号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは336ページから344ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第7号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

同様に、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第7 認定第8号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは348ページから356ページです。

それでは、歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、下水道会計で伺ってもよかったんですけども。

○議長 奥田信宏君

それじゃ、下水道にします。じゃ、下水道にしてください。

○7番 小原喜一郎君

ここでちょっと聞いておきます。補正予算で、一般会計からの繰出金がコミュニティでも、それから下水道でも出されていますね。それで、その際に私伺ったんですけども、質問して。つまり当初計画の中に、例えば、流域下水道の側でいう蟹江町の持ち分の28億8,500万

円の中の町費の4億8,800万円のうちのものなのかと、この繰り出しは。あるいは町内の公共下水の町の費用の14億5,320万円のうちのものなのかと言ったら、そうじゃないという答弁だったですよ。

それで、だとすると、そのほかに出すとすると、どういうことになるのかなと思ったりなんかして、いや、例えば、この基金には12億7,370万7,087円積んでありますよね、下水道基金として。

○議長 奥田信宏君

コミュニティ・プラントですか。

○7番 小原喜一郎君

いやいや全体としてですから、コミュニティ・プラントにも繰り出しが補正で出されているんですよ。それから、下水道にも出されているんですよ。それで、分けて関係を。

○議長 奥田信宏君

コミュニティ・プラントへの繰り出しの話ですか。

○7番 小原喜一郎君

下水道全般、コミュニティ・プラントもで、最終的には全般でしょう。だから、そういう観点で質問しています。

○議長 奥田信宏君

最終的に統一して……

○7番 小原喜一郎君

どっちで質問してもいいんだわ。下水道でもいいんだけど、同じ共通する内容ですので、伺っているんですよ。考え方として、例えば、基金から取り崩してここへ繰り出しをしたというなら、ちょっとまた理解できるんだけど、どういうことなのかわちょっと説明していただきたいと思うんです。

○議長 奥田信宏君

しかし、下水道でないとおかしいな。これ下水道のときでないとおかしくないか。この質疑についてはコミュニティ・プラントでなく、下水道で質疑があったということで、答弁の下水道のときに、質疑なしで直接答弁に入ります。コミュニティ・プラントに直接関係が……

○7番 小原喜一郎君

プラントでも繰り出しされているんだよ。

○議長 奥田信宏君

それならこちらでしますか。ついでに一緒にやっちゃいますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

コミュニティ・プラントへの繰り出しについてのご質問になります。

これは公共事業会計ではなくて、コミュニティ・プラントの特別事業会計で1つの会計を持っております。当初コミュニティをつくるときに、会計を持ちまして経理をやっております、その中の主な収入が使用料等でございますね。それで、今は維持管理経費が主でありまして、当分その維持管理経費については使用料で賄うのが筋でございますが、経過年数とともに施設の維持管理、修繕等の多額の費用も発生するおそれありますので、それも含めまして足らずまいを一般会計のほうから繰り入れをいただいているのが実情でございます。

ですから、独立採算ではあるものの、使用料の収入だけで100%その維持管理を賄うことは少し、今、建物等の修繕等も含めました費用が発生しておりますので、その分については一般会計から繰り入れをいただくというような考えでおります。ですから、公共事業特別会計への先ほど議会で申しましたような繰入金とはまた別個の性格のものであると。ただ、出どころは一般会計の繰り出しになりますので同じではありますが、これはコミュニティ・プラント事業への繰入金というふうに考えていただければ結構だと思います。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

考え方として整理したいので、私、伺っているわけですよ。そうすると、コミュニティ・プラントの場合は、例えば、この下水道の積立金ですね、基金ですか、この別途、別のものと考えたほうがいいのか、下水道、私は全体として、コミュニティ・プラントを含めて下水道計画全体のものだというふうに私思っておるんですけども、それは全然違うのかな。ちょっと確認したいんです。

○産業建設部長 河瀬広幸君

下水道の整備基金につきましては、基本的には下水道事業推進のための基金でございますので、全く別ということではございません。ただ、コミュニティ・プラントも長年の経過がたちますと、かなり大きな修繕費が発生するおそれがありますので、そういう場合にはこの下水道の基金を取り崩して費用に充てる可能性もあるとことで考えてもらえれば結構だと思います。

○議長 奥田信宏君

それじゃ、他に質疑ありませんか。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。371ページ。

○議長 奥田信宏君

はい。

○3番 山田邦夫君

ごめんなさい、まだ下水……

○議長 奥田信宏君

それじゃ、他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第8に入る前に暫時休憩をいたします。

10時55分から再開といたします。

(午前10時42分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

日程第8 認定第9号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは360ページから374ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。368ページから371ページにわたりまして、昨年度の下水道工事5億8,000万円くらいの本町地区でいろいろされた実績報告が出ております。ほぼ順調にやっぺいらっしゃると見ておりますが、それでもいろいろ困難な細かい課題をしていられっしゃると思います。我々が承知しておいたほうがいいという、協力できるようなことがあれば、どういような難しい問題にぶつかっているかどうか、なければいいわけです。

それから、今年度も続いて本町の南のほうへ工事予定が下ってきまして、着工するという工事掲示がされております。それで、どうも聞くところでは、全体に町内は順調に工事を進めてみえるように見えます。そういう意味で、難しい問題が残っておいたら聞かせてほしい。

それから、気になっているのは、県の本管がなかなか足元へやっぺこないんですね。22年4月に稼働するという割には、町道ばかりやっぺいて、一番太い本管がどうもJRの向こうから一向にやっぺきていないように思っぺうですね。やり出せば急にできちゃっぺもんかどうか。その遅れ具合は、県の予算、国の予算の関係で遅れているとかそういうことがないかどうか、あるいは町内でなくて、ずっと弥富地内とかその他を通った全体でネックはないかどうかという辺をお尋ねします。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、お答えします。

町のほうでございますが、平成20年度末に事業計画面積140ヘクタールのうち90ヘクタールが整備済みとなります。建設事業費は35億円で、その内訳は国費が10億円、起債が19億円、町費が6億円でございます。計画に対する進捗率は64%となっております。

それから、県のほうでございますが、これは管渠中継ポンプ、弥富、津島、佐織、それから処理場がありますが、これについては20年度末までには90%になる見込みでございます。これについて協議会とか下水道事務所から支障があること、ないことについては、順調であることを聞いております。22年4月1日に向けて順調でございます。

それから、議員におかれましては、下水道の必要性、生活環境や水利環境の面から十分に説明できますので、接続の推進のPRをよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

ありがとうございます。事業は来年度で今第1期の甘強酒造のあの線ですね。あそこでとんと止まるんでなくて継続性のあることです。それで本町地区の排水対策等もありまして、後を期待しております。あそこから新本町線を新記念橋へ来て、ここの源才側、学戸側へ渡る、こちらの工事予定は既に、予定というか設計をされて具体化してきているかどうかお尋ねいたします。

○下水道課長 絹川靖夫君

認可拡大を20年3月18日に取りまして、本町海門34ヘクタール、第二学戸59ヘクタール、それで、その実施に伴いました基本計画は終わっております。今、山田議員のちょっと下の辺を、来年に向けまして実施設計をやっておりますので、当初にかけたいと思いますので、その節にはよろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、確認ですけれども、先ほどの質問ですけれども、ちょっと下水道課長に答弁願いたいんですけれども、私、さっきから質問しているのは、当初の資金計画書というのがありますよね、これ。私、これで聞いているんですよ。資金計画書は全体としては280億円ですか、流域下水道も入れるとですね。単独公共、つまり公共下水のほうでいうと252億円の資金計画になっていますよね。その資金計画のうちで町費負担というのがありますよ。この中に入っていない一般会計からの繰り出しだとおっしゃるから、そうすると全体のこの資金計画が狂ってきますよね。それで聞いているんですよ。確認したいんですけども、この資金計画のうちの額として繰り出しをしているのかどうかを、もう

一遍確認のために伺っておきたいんです。

もし、そうじゃないんだと先ほど来おっしゃることであれば、資金計画が狂ってくるわけですから、いわゆるこの計画のほかの町からの持ち出しはこれからどれだけ想定されるかということ伺いたいです、もしそうだとするならば、これ資金計画狂ってくるわけですからね。その点を、まず1点ですね。

それから、もう1つは、平成20年度終了時点で大体全体の事業の20%くらいいこうというふうに私思うんですけども、公共下水ですよ。252億円だと約50億円消化するということになるんじゃないかなと5分の1になるんですかね。だとすると、この事業計画252億円から逆算するとですよ、50億円ぐらい消化されて、大体现在の実績からすると、当初の計画よりも六、七十%の費用でおさまっているという前の課長の答弁がありましたね。だとすると、35億円くらいで上がっているから、15億円は安くできているのかなというふうに思うんですけども、それは間違っているのかどうか確認ですけども。

○下水道課長 絹川靖夫君

流域関連公共事業は、処理区域面積664ヘクタールでございます。それで、蟹江町の面積は1,110ヘクタールでございます。占める事業は60%でございます。面積は664ヘクタールのうち、20年度末までに90ヘクタール、それからお金にしましては252億円のうち35億円、ともにパーセンテージは13%でございます。

ちなみに、19年度末までには事業費26億円でございます。それから、平成20年度末までに、先ほど言いましたように90ヘクタール、当初認可140ヘクタールに対しまして64%整備済みとなりまして、計画人口3万9,200人に対しまして区域内人口約1万人、人口普及率につきましては25%を目標に、その達成に向けて最大の努力を努めているところでございます。

それから、何遍も数字が出てくるのでございますが、公共事業につきましては252億円でございます。内訳は国費が88億円、起債が151億円、一般財源は13億円でございます。それから、流域の町負担金は25億円ございまして、277億円に対しまして起債176億円、先ほど言いました151億円と25億円を足しますと176億円になります。最後に3%起債利益を掛けますと281億円になります。これはあくまでも数字でございますので、数字は変わりますのでよろしく願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

281億円というのは、ちょっと1億円ばかり当初からすると、1億円まではふえていないけれども、六、七千万円ふえている感じですけども、それはそれでいいんです。この資金計画の中で、今、町費13億円だとおっしゃられたですね、単独公共の資金計画で。当初は14億5,320万円になっているんですよ。

それで、それはそれでいいんですが、この外だと、河瀬部長の答弁は今回も下水道に対する一般会計からの繰り出しやっていますよね。それはこの資金計画とは違うとおっしゃられ

るもんだから、だとすると、252億円のこの全体の資金計画が狂ってくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。それで聞いているんです。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ご答弁申し上げます。

まず、小原議員おっしゃってみえるのは、この公共下水の13億円の繰り入れが先ほどのコミプラとどういう関連があるかということでございますが、あくまでも別途会計でございますので、この13億円は公共下水道事業日光川流域関連の下水道事業にかかわる繰入金でございます。先ほどのコミプラの補正予算は、あくまでもコミュニティ・プラント事業の……

○7番 小原喜一郎君

下水道の繰出金じゃないの。

○産業建設部長 河瀬広幸君

いやいや、一般会計からの繰り出しは、下水道公共事業会計への繰り出しと、それからコミュニティ・プラントへの繰り出しと2つございます。先ほどの補正予算は、コミュニティ・プラントの維持管理経費のための繰入金でございますので、全くこの13億円とは別個のものでございます。

○7番 小原喜一郎君

下水道でも繰出金だからな。

○産業建設部長 河瀬広幸君

先ほどのご質問はコミュニティ・プラントへの繰り出しでございますね。

○7番 小原喜一郎君

先ほどのやつは。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい。今回は、当然今回の補正予算につきましては、この一般会計の繰入金は公共下水道事業のこの13億円の一部と考えてもらえれば結構です。間違いございません。

○7番 小原喜一郎君

先ほどの中に入っているということか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい、そういうことでございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですから、以上で認定第9号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第9 認定第10号「平成19年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第10号「平成19年度蟹江町水道事業決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時07分)